

サリドマイド児は生きる！

手は使えないが、足で字も、画もかける。食器も握れる。負けるもんか、がんばって生きてみせるぞ。
こうした不幸な子の中から文筆の天才が育つかも知れない。それを心から望んでやまない。

児童の健全な発育は、基本的重要性を有し、変化する全般的環境の中で調和して生活する能力は、このような発育に欠くことができないものである。

〈WHO憲章前文より〉





この子は、何を訴える！

老人



老人問題も世界的課題の一つである。老人福祉のうち“健康”の点を採りあげてもゆるがせにできない。

冬は老人の危機といわれているが、とくにタバコのみ過ぎは、慢性気管支炎を起こし、肺炎を併発するおそれがある。老人の直接死因の70パーセントまでが肺炎で占められている。
《写真上はパイプを手からはなせぬ老人》



← リウマチに悩む老人たちが多く。慢性関節リウマチによる足や手の変形は、労働を不能にし、幾多の悲劇を生んでいる。精神病について治療困難な病気である。治療救済機関の完備が望まれている。

《写真下は慢性関節リウマチの手で、陶器づくりをやり、手を動かす習慣をつけている老人》

灰色の世界

精神病・麻薬……

黒い、あるいは灰色の世界に閉ざされた精神病患者の世界—そこには麻薬に酔いしれ、刺激を強烈な薬剤に求めた人もあろう。そして何もかもぶちこわして、最後に頭をかかえる。凶暴なのは監禁が必要だが、一見通常と変わらぬ精神

異常者は警戒を要する。物質文化の進んだ現在、潜在的ノイローゼ患者は20余人に1人の割り合い、と断定する精神科医師もある。精神医学の分野でも大いに考えねばならぬ問題は多い。



〔写真は発作時には手当たり次第物をぶっこわしてしまう精神病患者の一例〕

心臓病

心臓病の治療も世界の大きな課題である。人類の進歩とともに症状も増大してくる気味がある。心臓移植手術が世界の論議をよび、いまだに適切な解決をみていない現状である。死亡率の上位を心臓疾患患者が占めているのも、うべなるかなである。世界各国とも心臓の検診、その治療対策にやっきとなっている。精神病、ガンなどとともに心臓も“難病”の一つだ。

《写真はある開発途上国での心臓病検診風景》



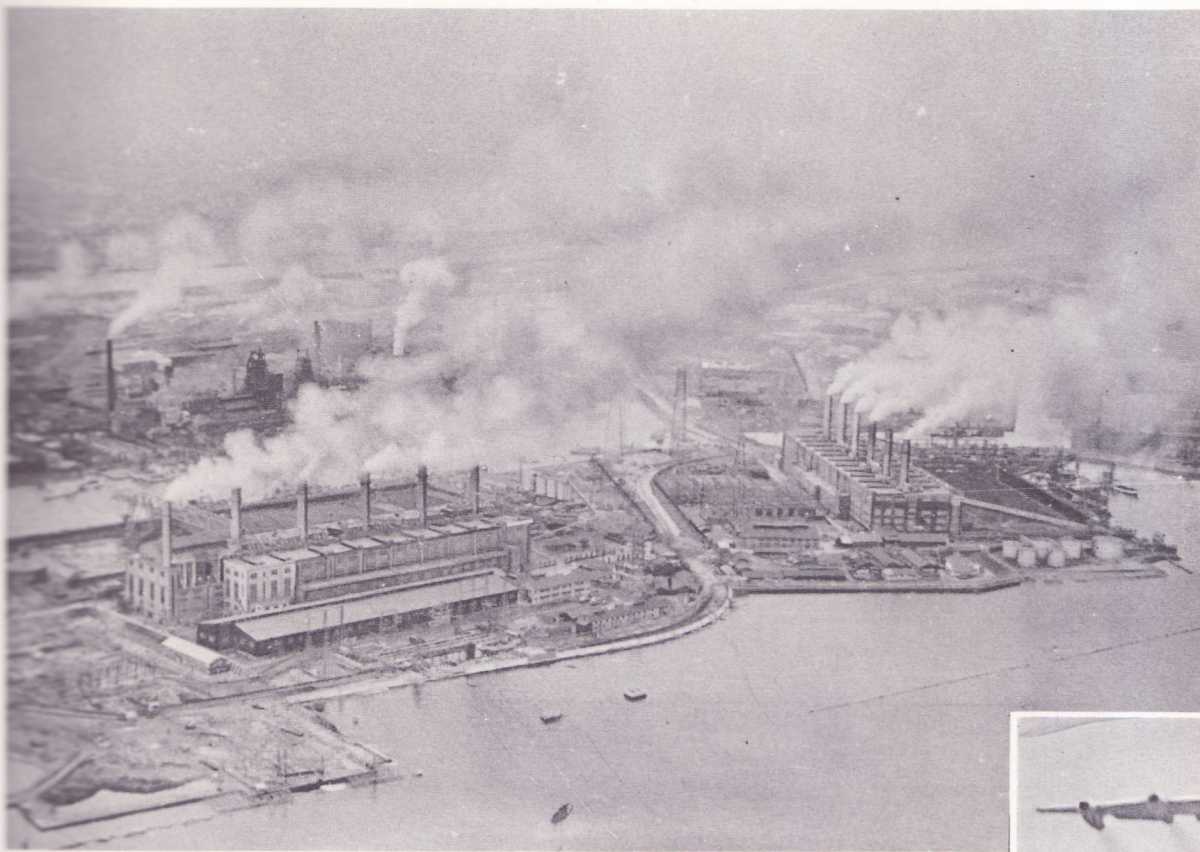
医学的および心理学的知識、ならびに、これに関係のある知識の恩恵を、すべての人民に及ぼすことは、健康の完全な達成のために、欠くことができないものである。

《WHO 憲章前文より》

公害

“よい環境の中で生きることは、人間の基本的な権利である。公害は、あらゆる社会に生きる人びとの幸福を直接におびやかしている”

社会科学の立場から公害対策を考えようと、世界13カ国、40人の学者が三月、東京に集まり、公害問題国際シンポジウムを開き“東京宣言”を発表した。この宣言は、四月のパリ評議会をはじめ、WHOにも送られた。



公害には大気汚染、水の汚濁、騒音、地盤変動、自動車の排気ガス、日照障害、食品加工物、その他いろいろと、科学文明の陰に犠牲をかこつ声は絶えない。対策も大いにうたれているが、公害侵透の足のほうが早い状態。

写真は大阪湾から阪神間にかけてズラリと放列した火力発電所—現在の総出力200キロワット—の煙突。そこから毎日モクモクとはきだされる煙。

〈朝日新聞社撮影〉

飛行機の騒音に悩まされるのは、世界共通といってよいが、日本の飛行場周辺はとくに被害がはなはだしい。木造家屋の真上をジェット機がストレスにゴー音をたてて離着陸する。

写真は大阪飛行場に接近した川西市久代にて。

〈朝日新聞社撮影〉



各国政府は、自国民の健康に関して責任を有し、この責任は充分な保健的、および社会的措置を執ることによってのみ果すことができる。

〈WHO憲章前文より〉

インフルエンザ

インフルエンザ対策も世界の問題である。そのワクチン製造はきわめて慎重、厳密に行なわれる。

《写真はドイツ・マルブルグ大学の研究室で》



黒い“白衣の天使”

暑熱の開発途上国にも若い看護婦が続々とあらわれて“保健衛生”のために献身しだしたのはたのもし。彼女らもWHO精神を身につけて活動している。

住宅難

健康とは、肉体的、精神的および社会的福祉の完全な状態であり、たんに疾病、または病弱の存在しないことではない。

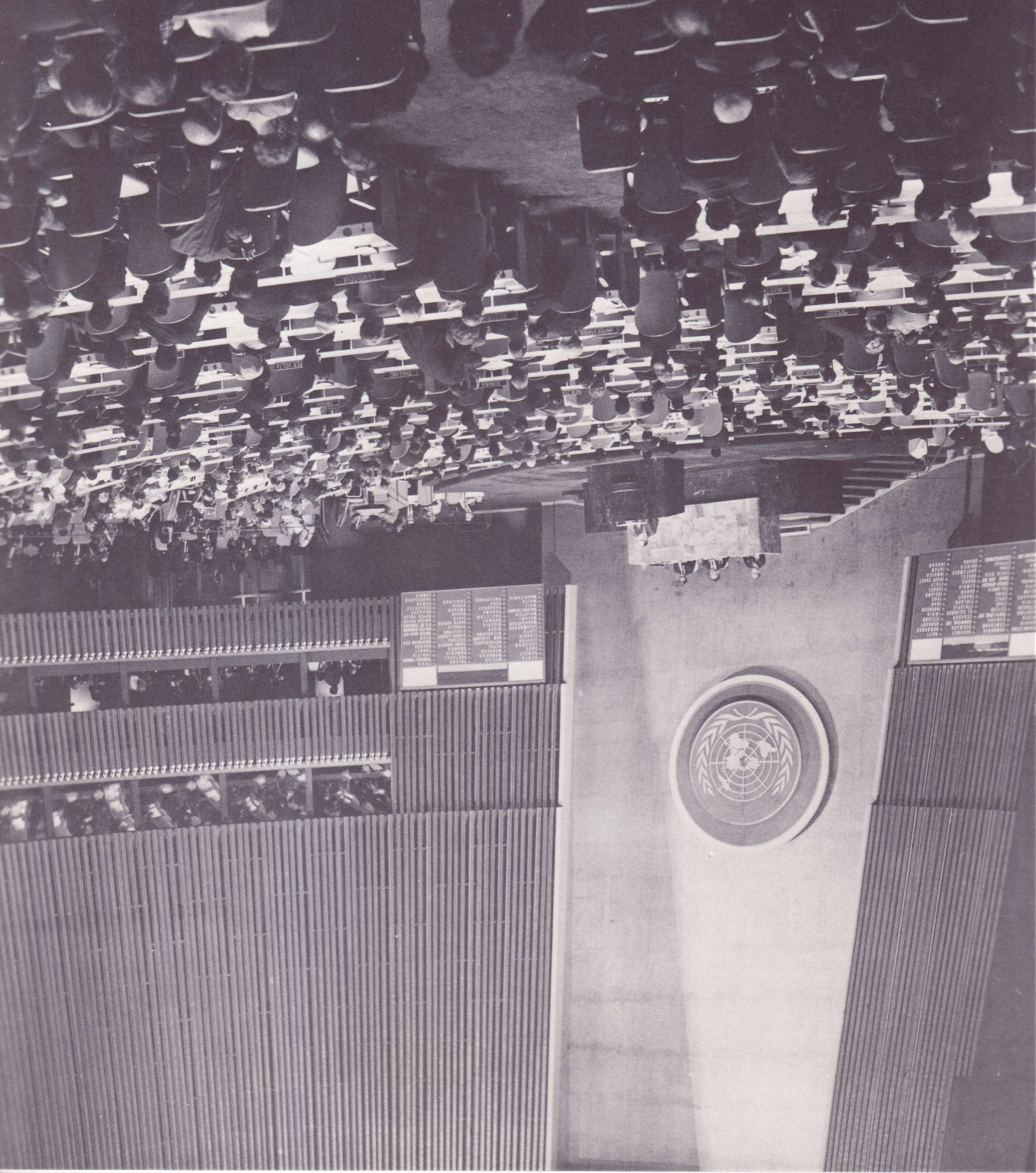
〈WHO 憲章前文より〉



住宅難はとくに東洋がひどい。住む家が狭く、住み心地がよくないだけでなく、緑の木も、赤い花も、そして心のささえもないのがわびしい。住宅難は人口の増加に関連があるが、問題はそれだけではあるまい。

経済成長の谷間に住む、恵まれぬものの中には、車輪つきの箱にもぐり込んで寝る人もある。渡世はクズ拾い。車輪がついていて、どこへでも移動できる。“ヤドカリ”ともいうべき日本ジブシー。自覚せざるユーマアの持ち主ともいえる。

《写真上は大阪のある公園での“ヤドカリ” 下は大阪東区のあるアパートの干しもの風景＝朝日新聞社撮影》



1948年4月7日

世界保健機関(WHO)誕生

一つの病気が、一つの大陸から他の大陸に伝播することを防止し、また全世界の人類が健康を維持し増進するためには、国際的な協力が必要であり、そのための努力がこれまで数世紀にわたって続けられてきました。

第2次大戦が終わる直前の1946年6月に連合国が「国際連合」を組織して、世界の平和を維持しようとサンフランシスコで会議を開きました。その時、ブラジルと中国の代表から、保健衛生の分野でも、国際的な常設機関を設けるべきだとの意見が出され、全会一致でこれを可決いたしました。

そしてこの案は、ロンドンで開かれた第1回国際連合経済社会理事会でも採り上げられ、翌年6月19日から7月22日までニューヨークで開かれた国際保健会議で、具体的な問題が相談されました。

その結果、国際連合の仕事のうち保健衛生の分野を受け持つ専門機関とすることになり、機関の名称を世界保健機関、(World Health Organization =ワールド・ヘルス・オーガニゼーション)と決め、頭文字をとってWHO(ダブリュ・エイチ・オー)と呼ぶことにし、その理念、目的、機構、組織、活動範囲を規定したWHO憲章が作り上げられました。そしてこの会議の最終日に61カ国がこの憲章に調印したのであります。

しかし、この憲章は国際連合に加盟している26カ国の批准を了えて、はじめて効力を発生するように、憲章自体の中で定めていたので、それが実現したのは約2年後の1948年4月7日であり、この日に史上はじめての世界各国が一つの組織の下にその力を結集し、世界中のひと

を、できるだけ高い健康水準に引きあげようとする世界的な保健機関が生まれたのです。

続く6月には、第1回の世界保健総会を開いて、今までの国際連盟の保健部や、パリにあった公衆衛生国際事務局の保健部の財産、事業などの引き継ぎを行ない、WHOの事業計画および予算の採択、加盟国の分担金割当てなどの事業をおし進めました。こうしてお膳立てが整ってWHOがその事業を開始したのは、1948年9月1日からであります。

世界保健デーは、WHOの憲章が効力を発生して、いわばWHOが誕生した1948年4月7日を記念する日であり、今年の4月で22年目を迎えたわけであります。

WHOの組織

現在WHOには、131の国々が加盟し、その本部をスイスのジュネーブに置いています。

内部機関として世界保健総会、執行理事会および本部事務局の3つがあり、この他に世界の6地域に、それぞれ地域委員会と地域事務局からなる機関を置いています。これらの機関では、つぎのような仕事をしています。

(1) 世界保健総会

加盟国の代表で構成される立法機関で毎年1回(通常5月)開催され、WHOの方針や計画を決定し、予算を採択し、また執行理事会や事務局の上級機関としてその指導監督に当たっています。

(2) 執行理事会

保健総会が選出した24の理事国が任命した24人の委員によって構成され、保健総会が決定した政策を実施し、補足して

いく執行機関で、毎年2回会議を開いています。

(3) 本部事務局

本部はスイスのジュネーブにおかれ、専門家や事務職員によって、WHOの日々の事務を担当し、またWHOの報告書や予算書を作成して理事会に提出しています。

(4) 地域委員会および地域事務局

地域的な事項に関する政策を立て、地域内のWHO事業計画予算を作成し、これが総会で認められると、WHOが各国に与える技術援助や予算がきまるわけです。

その地域および事務局の所在地は、ヨーロッパ地域(コペンハーゲン) アフリカ地域(ブラザーヴィル) 東地中海地域(アレキサンドリア) 東南アジア地域(ニューデリー) 西太平洋地域(マニラ) 南北アメリカ地域(ワシントン) となっています。

(5) 専門家諮問部会および専門家委員会

WHO 専門家諮問部会および専門家委員会はWHOの事業を技術的に最も進んだものとするため、また最も新しい研究成果に基づいて、WHOが事を処理し得るために公衆衛生、医療、薬事のあらゆる分野について全世界の最高権威者を厳選して網羅したものであって、現在43の部会があり、この部会のメンバーは、常時には文通で、その技術的知識をWHOに提供し、また時にはその中からさらに選出されて個々の専門家委員会に出席して討議を行なうこともあり、現在約2,500名以上の世界の学者が名前をつらねています。

わが国とWHO

加盟してすでに19年の活動

わが国は、WHOについて早くから深い関心を持ち、第1回総会以来オブザーバーを派遣して加盟の時期を待っていたのですが、今から19年前の昭和26年に行なわれた第4回WHO世界保健総会において75番目の加盟国として同年5月16日正式に認められました。

加盟国としての義務

WHOに加盟したわが国は、まず分担金支払いという財政上の義務があります。

この分担金は、各加盟国の国民所得、人口などを基礎にし、国連が定めた分担比率を基にしてできたWHOの年間事業予算の経費総額から割り出して、各国に割り当てるものであります。

わが国の場合、昨年は、213万ドル邦貨にして約7億6千9百万円の分担金を支払っています。

またその他の義務としてWHOの伝染病対策への協力の一つとして、定期的に、わが国における伝染病の発生状況を報告したり、毎年わが国の公衆衛生概況報告を英文にしてWHOに送るほか、衛生関係資料および統計報告書も提出しています。

WHOへの寄与

昭和26年に加盟して以来、わが国としては義務的な仕事以外に、WHOに対し、多様な寄与をしています。

まず財政的な面では、1958年にマニラのWHO西太平洋地域事務局の再建資金として5万ドルを負担し、また1960年と61年には世界的な規模で行なわれたWHOマラリア根絶計画の特別会計に対し、それぞれ1万ドルの寄付を行ないました。

つぎにWHOの重要な組織の一つである執行理事会については、すでに1954年の5

月から1957年の1月まで、3カ年の任期で理事国として活躍しました。その後、加盟国の増加ならびに事業の増大を理由に憲章の改正が行なわれ理事国が24カ国になったのをきっかけに、再び1961年2月から1964年1月までの3カ年間、さらにまた1969年7月より向う3カ年、理事国の任務を引き受けました。

また国際協力の一環として、世界各国からの留学研修生(WHOフェロー)の受け入れという仕事があります。

加盟当初は、主として日本語を理解する中国(台湾)からの研修生が多かったが、最近では、フィリピン、イラン、イタリア、アメリカ、インドその他西太平洋地域各国から毎年90名近い人が来日し、日本の各大学で研修を受けています。

一方、WHO専門家諮問部会には、わが国からトラホーム部会、結核部会等34の部会延べ81人の学者が部員として任命されています。

また加盟国からの要請にもとづき、わが国の保健衛生分野における世界的権威者をWHO顧問として派遣していますが、現在までにトラホーム、マラリア対策、衛生統計、結核、会計管理など16名の学者をスイスの本部事務局または要請国の現地に派遣しています。

つぎに昭和28年に行なわれたWHO西太平洋地域衛生統計講習会を皮きりに他の国際会議、あるいはセミナーを日本において開催する機会が多くなり、開催地提供国としてWHOに寄与するとともに、これら会議を通じて、各国からの衛生行政官や衛生技術者と、直接に技術、情報の交換を行なうとともに、地域諸国との交友関係の促進国際親善の寄与を図ってきています。なおこれまでのわが国で開かれた会議は、日本脳炎セミナー、職業衛生セミナーなど11回

を数えています。

わが国が受けた技術援助

WHOから各加盟国に与えられる技術援助は、それぞれの国からの要請にもとづいて、大体つぎの三つの方法によって与えられます。

- ①顧問派遣
- ②留学研修生(フェロー)
- ③資料提供

各国からの要請は、それぞれの地域委員会で討議され、その結果は地域事務局長からジュネーブの本部事務局長に提出され、同事務局長はこれを執行理事会の審議を経て保健総会に提出し、WHOの事業計画予算の中に加えます。

昨年までに、わが国がWHOから受けた技術援助は、看護、結核、母子衛生、伝染病対策、歯科衛生、衛生統計、環境衛生、食品衛生、病院管理、精神衛生、リハビリテーション、薬事行政および薬品管理関係の顧問30名の派遣を受けているほか、保健衛生関係資料14万2千ドル分の提供を受けています。

4月7日は世界保健デー

なおわが国では、毎年WHOの憲章が効力を発生した4月7日を“世界保健デー”とし、記念行事を行なっていますが、とくに今年は日本万国博開催の機会に恵まれ、“人類の進歩と調和”の合い言葉のもと、各国の人々が大阪近郊千里丘陵の会場を中心に相つどうので、日本WHO協会からスイスのWHO事務局長M.G.カンドウ博士ならびにマニラの西太平洋地域事務局長F.J.ディ博士に招待状を發し、4月5日、創立22年目の意義ある記念行事を行ないました。

日本WHO協会の役割

WHOの目的は、すでに別項で述べられているように、「世界のすべての人間が健康であることは、世界の平和と安全の基礎である」との精神に基づいて、国際的な視野から、世界中の人々が手を握ってお互いに協力し、積極的に人類の健康を増進しようということであります。

そのためにWHOは単に病気の予防、治療というような小さな視野からでなく、人類の健康な生活に関係のあるあらゆる事項、即ち広い意味では政治、経済、文化の各方面にわたる問題を含めて、人類の健康福祉のため非常に多岐にわたる活動を行なっています。しかし、この活動目標を効果的に達成するためには、WHOの目的や考え方を、国民生活の中に深く浸透させて育てていかなければ、結局「〇〇週間」の行事と同様に、大地に少しも根をおろさないお祭り行事の看板倒れとなるわけであります。そのためには政府機関の努力のみでは、とうてい目的を達成することができず、国民自らが、こぞってこれに協力することが必須の要件となります。

日本WHO協会は、この方面の仕事に協力するため国が認めた唯一の民間団体として、この困難な仕事ではあるが、人類の健康福祉のために、是非やりとげなければならない重要な役割りを担当する責務を有するものであります。

今日私達の健康上問題となることは、次のごとく非常に多岐におよんでいます。第一に戦後急激に低下した出生率により、比較的短期間に日本の人口に占める老人の割合が急激に増加する—即ち人口高齢化問題、成人病、ことに脳卒中、癌、心臓病による死亡の激増—即ち疾病構造の変化、急激な経済成長によって起こったいろいろのゆがみ、即ち人口都市集中、過密化、住宅

難、公害—ことに工場煤煙や自動車排気ガスによる大気汚染、工場廃液による河川の汚濁、従ってこれによる魚介類の毒物や農薬使用による食品の有毒性問題、また健康に直接関係はないにしても、生命をおびやかす点では局地戦争を上回る数を示す交通禍、さらに生活環境の悪化と生活構造の複雑化や人間疎外状況が精神不安、精神障害の誘因となることなど、人類の肉体的精神的障害をひき起こす要因は、社会に満ちあふれています。

これらの問題に対する対策を国や地方自治体がある程度解決したと仮定しても、なおかつ国民のすべてが健康になるものではありません。本来、健康は国民自らの手で守るべきものであります。ことにわが国民大衆の保健衛生、疾病に対する理解の貧困、医療ならびに医薬品に対する誤った考え方などは、まことに民度の低い状態を示すものといわなければなりません。これらに対する正しい知識をWHO精神を含めて普及徹底することは、本協会のとくに取り上げねばならない問題でありましょう。

またWHOの専門的活動として、国内および国外のWHO関係機関や団体と連絡を密にし、またWHO関係の刊行物や資料を集め、それらの翻訳や展示会を行なわねばなりません。さらにまた本協会は各方面のすぐれた専門家を集め、いろいろの分野の専門委員会を設置し、健康上有害な問題の解決に対する研究を行ない、学問的な裏付けのある正しい知識を国民生活の中に浸透させ、あるいはまたWHOよりわが国に派遣された海外専門学者の活動に協力したり、WHO研修生に勉強上の便宜、援助を与えるなど、政府機関のこの方面に関係のある事業活動に協力、否むしろ卒先して行なう使命を有するものであります。

社団法人 日本WHO協会役員名簿

45. 3. 31現在

顧問	前京都大学総長	平 沢 興 郎
会 長	京都商工会議所名誉顧問 日本商工会議所顧問	中野種一郎
副会長	日本医師会会長	武見太郎
副会長	京都大学名誉教授	木村 廉 室
副会長	裏千家家元	千 宗 雄
副会長	元厚生大臣	黒川武雄
理 事	日本レース株式会社社長	岩井盛次
理 事	京都大学工学部教授	岩井重久
理 事	鷺じゅうらく取締役社長	伊豆蔵福治郎
理 事	大阪市学校薬剤師会会長	細部新一郎
理 事	神戸大学医学部教授	戸田嘉秋
○理 事	新装大橋取締役社長	大橋義一
理 事	宝酒造株式会社社長	大宮庫吉
理 事	共同経営研究会代表理事	大迫昌三
理 事	東京大学医学部教授	勝沼晴雄
理 事	大阪市弘済病院院長	川越慶三
理 事	富士技研興業代表取締役	金子敏雄
○理 事	大阪医科大学教授	吉田寿三郎
○理 事	婦人経済連合会会長	谷沢悦子
理 事	大阪高等裁判所判事	滝川春雄
理 事	前鶴海協診療所所長	田中勇夫
○理 事	南部産婦人科病院院長	南部捨治
理 事	財団法人長岡病院専務理事	中野康男
理 事	日本電池株式会社社長	山岡景範
○理 事	京都産業大学教授	八杉正文
理 事	京都大学名誉教授	舟岡省五
理 事	大阪市学校医会理事	古林兆一
○理 事	古橋産業代表取締役	古橋忠兵衛
○理 事	近畿放送常務取締役	郡 英 司
○理 事	京都府医師会理事	阿部野竜正
理 事	奈良女子大学文学部教授	浅井浅雄
理 事	阿南医院院長	阿南義雄
理 事	京都信用金庫副理事長	榎田喜四夫
理 事	京都公衆衛生協会会長	三浦運一
理 事	京都大学教授	宮田尚之
○理 事	鷺 サンドサービス 取締役社長	簗和田聡郎
○理 事	財団法人 川越病院院長 株式会社ヤクルト本社 研究所所長	清水三穂
理 事	和歌山大学医学部教授	代田 稔
理 事	財団法人 高雄病院院長	白川 充
○理 事	京都商工会議所専務理事	平野 実
監 事		島津 邦 夫

○印 常務理事（イロハ順）

日本WHO協会のあゆみ

—1969年から'70年へ—



花らんまんの京都市二条城内における第21回世界保健デー記念中央大会の盛況 (44・4・13)

《1969》

- 44.4.13 第21回世界保健デー記念中央大会を、京都市二条城内、清流園・緑の園で開催。咲きほこる桜花の下に関係者多数相つどい盛会だった。
- 44.6.17 WHO ニュース発行。
- 44.6.15 前年度理事会と総会を京都ホテルで開催。
- 44.8.29 WHO ニュース発行。
- 44.11.25 WHO 講演会を京都市新装大橋ビル・ホールで開く。「ガン」の早期発見について」講師・川越病院長 清水三郎氏。「人工甘味料とチクロ」講師・京都府衛生研究所所長 川畑愛義氏。とくに女性の聴講者が多かった。

川畑講師のチクロに関する演題は、家庭の台所に通じるタイムリーの問題であったが、川



前年度理事会と総会
(44・6・15京都ホテル)

氏は「自然の味を尊重するよう味覚を訓練すること、家庭の主婦に対しては、料理を自らのでやれ、自分でくふうせよ、生命の糧である食物に大きな関心をもて」と呼びかけた。お中野種一郎会長と谷沢悦子常務理事のあいさつもあった。

スモン病について



国立京都病院内科医長

河合 弘

〈講演要旨〉 最近新聞、テレビなどで「奇病スモン」とか「スモンの恐怖」などと、しばしば報道されて社会の注目をひくようになり、遅ればせながらその対策に大わらわになっています。

一方、昨年、岡山県下に本症患者の集団発生があり、「ウイルス感染の疑い」と騒がれ、患者が周囲からまるで伝染病患者扱いされたり、その後相次いでスモン患者が自殺したり、たえがたい足のし

びれや歩行障害など、深刻な悩みをかかえる患者同志の側からも、昨年11月に「全国スモンの会」が結成され、今やスモン病は大きな社会問題となりつつあります。

スモン病はSubacute Myelo-Optico-Neuropathy (亜急性一脊髄一視神経一末梢神経症)の頭文字をとりSMON と名付けたものです。

下痢・腹痛など腹部症状にひき続いて、足先からしびれが始まり、左右対称線に次第にこれが上がり、下半身がしびれ、しばしば視力障害を伴うという病気で、十数年前から、わが国に見られ出した新しい病気です。今では日本全国に散発し、外国にはなく、中年女性に多く、十才以下の子供はかからない原因不明の疾患です。

最も特徴的なのは下肢の「しびれ」で、

じんじんする、締めつけられる、蹠や下腿、陰股部に何かべたっとへばりついているような不快感、鉄の塊がくっついているような感じ、風船の上を歩いているような、すぐつまづいて倒れそうな感覚、このように他人にわかってもらえない、つらい不快感に悩まされます。しびれはある程度軽減しても、いつまでも後遺症として残り、完全に消失する例は極めてまれです。

発病には感染症の関係していることも考えられますが、神経系の病理所見は変性が主で、今までの疾患の中ではビタミン欠乏症などに一番近いようです。

新しい病気ですから、今までの本症の沿革をお話し、その診断基準と症例につき経過を紹介させていただきます。

(症例略)



「人工甘味料とチクロ」について主婦の自覚を呼びかける川畑講師。(44. 11. 25京都・新装大橋ビルで開かれたWHO講演会から)

44.12.26 WHO ニュース発行。

《1970》

45.1.18 日本WHO協会の新春講演会を、京都市岡崎“つる家”で開く。懇親会のあと、国立京都病院内科医長 河合弘氏の「スモン病について」と題する講演を聞いた。河合氏講演要旨は別記の通り。

45.3.11 小・中学校生徒から保健衛生に関する作文募集。

45.4.1 3月15日から大阪市郊外千里丘陵ではなばなく開場した東洋最初の日本万国博を記念し、WHO精神をいっそう世界人の前に顕揚すべく、日本WHO協会の手で記念メダルを作製。会員および有志に頒布することになった。日本政府大蔵省・通産省・厚生省などの特別の配慮で純金の配給を受け、大阪造幣局で製造した。メダルの表面はWHOのマーク、裏面には春4月7日に行われる世界保健ディを象徴するサクラのマークとEXPO '70、日本WHO協会などの記念の文字を刻んだ見事なもの。この種造幣局製の記念メダルは、日本オリンピック、万国博に次いで三回目である。

45.4.5 1970年度世界保健デー記念中央大会を、京都市二条城庭園で開催。



新春講演会後の京都の岡崎つる家における懇親会 (45・1・18)

1970年の世界保健デーを記念する日本WHO協会の金メダル



表



裏

WHO事務局とその加盟国

1. WHOの加盟国は下記の通り。
2. WHOの本部はスイス国ジュネーブの
アベニュー・アピアにあり、現在ブラジルの
M.G. カンドウ博士が2代目の事務局
長の地位についています。
3. 日本が属しているWHO西太平洋地域
事務局はフィリピン共和国のマニラにあ
り、現在フィリピンのF.J. デイ博士が2
代目の地域事務局長の地位についていま
す。
4. WHOに関することについては社団法人
日本WHO協会（京都商工会議所内）
に御照会下さい。



W H O 加 盟 国

131カ国(うち准加盟国3カ国…表中※のもの)、A B C 順(1969年1月現在)

アフガニスタン	コスタ・リカ	アイルランド	モロッコ	シリア
アルバニア	キューバ	イスラエル	ネパール	タイ
アルジェリア	キプロス	イタリア	オランダ	トーゴ
アルゼンチン	チェコスロバキア	象牙海岸	ニュージーランド	トリニダード・トバゴ
オーストラリア	グアテマラ	ジャマイカ	ニカラグア	チュニジア
オーストリア	デンマーク	日本	ニジェール	トルコ
※バーレーン	ドミニカ	ヨルダン	ナイジェリア	ウガンダ
バルバドス	エクアドル	ケニア	ノールウェー	ウクライナ・ソヴィエト 社会主義共和国
ベルギー	エル・サルバドル	大韓民国	パキスタン	南アフリカ連邦共和国
ボリビア	エチオピア	クエイト	パナマ	※南ローデシア
ブラジル	フィンランド	ラオス	パラグワイ	南イエーメン
ブルガリア	フランス	レバノン	ペルー	ソヴィエト社会主義 共和国連邦
ビルマ	ガボン	レソト	フィリピン	タンザニア連合共和国
ブルンディ	ドイツ連邦共和国	リベリア	ポーランド	アラブ連合共和国
白ロシア・ソヴィエト 社会主義共和国	ガーナ	リビア	ポルトガル	連合王国(英国)
カンボジア	ギリシヤ	ルクセンブルグ	※カタール	アメリカ合衆国
カメルーン	グアテマラ	マダガスカル	ルーマニア	上ウオルタ
カナダ	ギニア	マラウイ	ルワンダ	ウルグワイ
中央アフリカ共和国	ギアナ	マレーシア	サウジ・アラビア	ヴェネズエラ
セイロン	ハイチ	マレシヤ	セネガル	ヴェトナム
チャド	ホンジュラス	マルディブ諸島	シエラ・レネオ	西サモア
チリ	ハンガリー	マリ	シンガポール	イエーメン
中国	アイスランド	マルタ	ソマリア	ユーゴスラビア
コロンビア	インド	モーリタニア	スペイン	ザンビア
コンゴ(ブラザビル)	インドネシヤ	モーリシヤス	スーダン	
コンゴ(レオポルドビル)	イラン	メキシコ	スエーデン	
	イラク	モナコ	スイス	
		モンゴル		

社団法人・日本WHO協会定款(抜萃)

第1章 名称及び事務所

(名称)
第1条 本会は社団法人日本WHO協会という。

(事務所)
第2条 本会は事務所を京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル四階に置く。

- 2 本会は必要に応じ、理事会の議決により東京その他必要の地に支部を置くことができる。
- 3 支部に関し必要な事項は、理事会で決める。

第2章 目的及び事業

(目的)
第3条 本会は、世界保健機関(以下WHOと略称する)憲章の精神を普及徹底し、その事業の目的達成に協力し、もって我国及び海外諸国の国民の健康増進に協力することを目的とす。

(事業)
第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一、WHOの事業目的の国内への宣伝普及並びにWHOがその事業目的達成に必要なとする援助及び協力。
- 二、海外諸国における保健衛生関係団体、関係諸機関並びに個人との連絡及び協力。
- 三、国内における保健衛生活動に貢献している学術及び専門団体相互間の協力の促進と技術援助
- 四、我国の保健衛生事業に関する実状及び政策の海外への紹介
- 五、WHO関係出版物の刊行及び図書を紹介ならびに本会機関紙の発行

- 六、WHO及び海外諸国より我国に派遣される派遣団、留学生及び個人に対する便宜の供与及び援助
- 七、海外諸国における保健衛生事業に関する資料の蒐集及び調査研究
- 八、官庁及び保健衛生関係団体の委託による調査
- 九、保健衛生用資材の国際需要の調査
- 十、その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員及び入会手続)

- 第5条 本会は、本会の趣旨に賛成し、本会の事業に協力する者をもって会員とする。
- 2 本会に入会しようとする者は、理事1名以上の推薦により所定の様式によって本会に申し出で会長の承認を受けなければならない。但し第6条第4号に規定する名誉会員についてはこの限りでない。

(会員の種類)

- 第6条 本会の会員は次の四種とし、民法上の社員とする。
- 一、正会員 本会の活動を積極的に支持し協力する個人
 - 二、維持会員 維持会費を負担する個人又は法人
 - 三、特別会員 特別会費を負担する個人又は法人
 - 四、名誉会員 本会に特に功労のあった者又は学識経験者で総会が推薦する者

(会費の額)

- 第7条 本会の会員は次に掲げる会費を、

- 1 口以上負担するものとする。
但し名誉会員はこの限りでない。
一、正会員 個人 年額 1,000円
二、維持会員 個人 年額 2,000円
法人 年額 5,000円
三、特別会員 個人 年額 10,000円
法人 年額 50,000円
- 2 既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。



▲日本WHO協会(京都商工会議所内)

一部“WORLD HEALTH”その他外国資料のほか、日本対ガン協会、サリドマイド被害救済会から提供の資料を転載させていただきました。また朝日新聞社からとくに写真の提供を受けたことを厚く感謝いたします。

目で見るWHO No.3

発行 昭和45年3月
発行者 社団法人 日本WHO協会
京都市中京区烏丸夷川上ル
TEL 京都(075)211-4905
発行人 中野 種一郎
製作 はいづか印刷
京都市下京区花屋町通西洞院東入
TEL 京都(075)341-0131(代)